

第1章 債券の基礎知識

重要度



1 債券とその特徴

債券とはその発行者（国、地方公共団体、事業会社及び金融機関等）が広く一般の投資者から一度に大量の資金を調達し、その見返りとして発行する証書（借用証書に相当）です。債券の発行者が国であれば、国債、都道府県であれば地方債、企業であれば事業債（社債）といいます。国債を購入した者は国にお金を貸していることになります。

なお、債券は有価証券で、元本を返してもらう権利（元本の返済請求権）、利子を支払ってもらう権利があり、購入者はその債券を売却することによって、いつでも権利を、他人に移転することができること。（いつでも権利を売買できる）

2 公共債の種類

債券は発行者の違い等により、国債、地方債、政府関係機関債、地方公社債、金融債、事業債、外国債に分類できます。

1 国債

国債とは、国の発行する債券で、信用力はすべての債券の中で最も高く、また、発行量も債券全体の中で、最大となっています。購入単位は原則額面^{がくめん}5万円以上5万円単位です。

長期国債（10年利付国債） ^{りつき}	10年利付国債とは、10年満期で6か月ごとに利子の支払われる国債のことです。発行市場と流通市場における中心的銘柄です。価格競争入札による公募入札方式（用語）により発行されています。
超長期国債（20年利付国債・30年利付国債・40年利付国債）	20年債及び30年債については価格競争入札による公募入札方式で発行され、40年債についてはイールド（利回り）競争入札による公募入札方式で発行されます。
変動利付国債	経済・金利環境等に応じて利率が変動する債券を変動利付債といいます。変動利付債は、金利が上昇すれば利率も上がり、利子は多くなりますが、金利が低下すると利子は少なくなります。変動利付国債は、期間15年で、利率が年2回の利払日ごとに市場実勢に応じて変化する債券です。価格競争入札による公募入札方式で発行されます。※現在、新規発行はされていません。

中期国債（2年・5年の利付国債） 重要	価格競争入札による 公募入札方式 で発行されます。 現在は、 2年満期 と 5年満期 の2種類が発行されています。
国庫短期証券 （TDB：トレジャリー・ディスカウント・ビル）	国債の償還の平準化を図り 円滑な借り換え を実現すること、並びに国の一般会計や種々の特別会計の 一時的な資金不足 を補うために発行されます。公募入札による 割引方式 で発行されます。償還期間は 2か月、3か月、6か月及び1年 で、 法人及び個人も保有 できます。
個人向け国債 （変動金利10年、固定金利3年・5年） 重要	購入者を個人に限定する国債です。 変動金利型は10年満期、固定金利型は3年満期及び5年満期の3種類 がある。利払いは年2回で、原則として、 毎月募集 されています。購入単位は、 額面1万円から1万円単位 となっています。 個人向け国債には中途換金の制限（3種類とも発行から 1年間は原則、中途換金できない ）があります。中途換金の際は国が 額面 で買い取りますが、一定の 利子相当額 が差し引かれます。個人向け国債は3種類ともに 金利の下限は0.05% に設定されています。
物価連動国債	元金額 が物価の変動に連動して増減します。発行後に物価が上昇すれば上昇率に応じて元金額が増加します。増減後の元金額を 想定元金額 といいます。償還時は、償還時点での 想定元金額 になります。 個人投資家 も保有できます。

〔用語〕価格競争入札による公募入札方式（オークション方式による発行）

公募入札方式とは、国債の発行方法で、入札参加者に希望する発行条件や取得希望額を入札させ、その入札状況に基づいて発行条件及び発行額を決定します。

また、国債は発行根拠法により以下のように分類されます。

重要

建設国債 （4条国債）	国の行う公共建設事業費、出資金及び貸付金 ざいげん の財源にあてるための建設国債は、財政法4条1項但書による「 4条国債 」ともいいます。
特例国債 （赤字国債）	建設国債を発行してもまだ歳入不足 さいにゅうふそく （国の収入が不足）になる場合に、公共事業費以外の歳出 さいしゅつ （国の支出）にあてる資金を調達するために特別の法律により発行される国債で、「 赤字国債 」ともいいます。
借換国債 かりかえ	既発の国債（既に発行されている国債）が償還 しょうかん （満期）になるときに必要となる資金（いわゆる国の借金を返済するための資金）を調達するために発行する国債を 借換国債 といい、一般に借換債といいます。
財投債 ざいとう	特殊法人などの財投機関の資金需要に応じて、財政投融资特別会計により発行される国債を 財投債 といいます。

その他、温暖化ガスの排出をゼロにするために、国が支出する予算を確保する目的で「GX経済移行債」が新しく発行されています。

【ココに注意】

- ・国債の発行方式は、40年利付国債のみ、イールド競争入札方式で、それ以外の国債は価格競争入札方式により発行されていること。
- ・中期国債は2年満期と5年満期の2種類であること（個人向け国債には3年満期があるが中期国債にはない）
- ・建設国債は別名、4条国債、特例国債の別名は赤字国債と呼ばれること。

2 地方債

地方債とは、都道府県や市町村などの地方公共団体が発行する債券です。国債と合わせて公債ともいわれます。

全国型 市場公募地方債 重要	金融機関、証券会社等を通じて、広く一般投資者に公募されるものです。 全国型市場公募地方債を発行できるのは、一部の都道府県とすべての政令指定都市(用語)です。 【ココに注意】 ・すべての都道府県が市場公募地方債を発行できるわけではありません。
銀行等引受地方債	特定の市中金融機関など、少数の者に直接引き受けてもらうものです。銀行等引受地方債の発行団体は、市・区まで含んで多数あります。

(用語)政令指定都市

一般的には人口が50万人以上で政令により、各地域の中核都市として定められている都市。

3 政府関係機関債（特別債）重要

日本高速道路保有・債務返済機構などの独立行政法人、地方公共団体金融機構などの地方共同法人及び株式会社日本政策金融公庫などの政府関係の特殊会社などが、特別の法律に基づいて発行する債券です。政府保証債が中心です。

政府保証債	元利払いに政府の保証を付けて発行されます。
ひこうほ 非公募特殊債	縁故関係のある特定の金融機関などに直接引き受けてもらいます（政府保証はない）。
ざいどう 財投機関債	公団や公庫等の特殊法人が政府保証なしで、公募形式で発行します。

【ココに注意】

- ・ 政府関係機関債には3種あり、政府保証債のみ、元利払いに政府保証がついていること

4 その他の金融商品

コマーシャルペーパー (CP)	コマーシャルペーパー（国内CP）とは、優良企業が無担保で短期の資金調達を行うために割引方式で発行する有価証券で、 約束手形 の性格も有し、 機関投資家向け （金融機関等向け）に販売されています。※国内CP、海外CPは金融商品取引法上の有価証券です。
譲渡性預金証書 (CD : Certificate of Deposit)	譲渡性預金証書（CD）とは、金融機関が発行する譲渡（売買）可能な預金証書で自由金利商品です。なお、 国内で発行されるCD（国内CD）は、預金なので金融商品取引法上の有価証券に含まれません。 一方、 海外CDは金融商品取引法上の有価証券 です。

3 債券の条件

債券には、あらかじめ表面利率・発行価格・償還期限等、しょうかん きげん 発行者が投資者に約束する条件があります。

1 がくめん ふりかえたん い 額面（振替単位：債券の申込み単位のこと）

債券1枚ごとの券面上に表示されている10万円、100万円といった金額をいいます。個人向け国債の申込み単位は額面1万円以上1万円単位、その他の国債は原則5万円以上5万円単位です。なお、ペーパーレス（無券面）化された債券（振替債等）の場合は、券面という形態が存在しないため、額面の表示はありません。現在は債券の発行体から投資者に交付される書面等において「**各債券の金額**」として定められる金額が、従来の**額面金額**に当たります。債券を取引する場合には、**各債券の金額**（額面金額）を単位としてその整数倍の金額によって行います。なお、債券は**額面金額で満期（償還）**になります。

2 単価 重要

通常、債券の価格は**額面100円**あたりで表し、単価とします。なお、債券は発行価格がいくらであっても、**100円**で償還になります。

債券価格が100円	⇒	パー
債券価格が100円未満	⇒	アンダー・パー
債券価格が100円超	⇒	オーバー・パー

債券の発行価格が100円未満であれば**アンダー・パー発行**、100円超であれば**オーバー・パー発行**といいます。

なお、アンダー・パーで購入した債券において償還時（100円で償還になる）に発生する差益のことを**償還差益**、オーバー・パーで購入して償還時に発生する差損のことを**償還差損**といいます。

〈アンダー・パー発行の例〉

	98円	100円 (償還価格)
発行価格 98円	償還差益 2円	

〈オーバー・パー発行の例〉

		100円 (償還価格)	102円
発行価格 102円	償還差損 2円		

【債券の売買金額】

例えば、債券を単価98円で額面100万円購入した場合、売買代金は下記ようになります。

債券の購入代金 = 98円 / 100円 × 100万円 = 98万円（別途、手数料等が係る）

この債券を償還期限まで保有した場合、額面金額の100万円（単価100円）が払い戻されます。

3 利率 **重要**

利率とは**額面**に対する**1年あたりの利子**の割合をいい、**クーポン**又は**クーポン・レート**ともいいます。

なお、債券にはクーポン（利率）がついている**利付債**とクーポンがついていない**割引債**があります。

利付債	毎年、決まった日（通常年2回）に利子が支払われる債券のことです。債券の大半が年2回、半年ごとに利払いがあります。	
	①超長期国債 ②長期国債 ③変動利付国債 ④中期国債 ⑤政府保証債	⑥地方債 ⑦個人向け国債 ⑧物価連動国債 ⑨利付金融債 ⑩事業債 〈利付債のイメージ〉 10年利付国債 額面100万円 (利率2%) 利払い (3月、9月)

3月
10,000円
利札
(クーポン)

割引債

発行時に、あらかじめ額面金額から一定の金額を差し引いた金額で発行される債券をいいます。利付債と異なりクーポン（利率）はなく、償還差益のみが利益として得られます。

4 償還（償還差益と償還差損）

債券が満期になることを償還といい、**最終償還**と**期中償還**^{きちゅうしやうかん}があります。

償還期限日（満期日）に**額面金額**で償還することを最終償還といい、最終償還期限が到来する前に債券の一部を償還することを**期中償還**といいます。これは発行者の償還負担を平準化するために行われます。

期中償還には、発行時に期中償還の時期と額面があらかじめ決められている定時償還と、発行者の都合で随時行える任意償還があります。

【ココに注意】

- ・オーバー・パーで買った投資者には**償還差損**が発生し、アンダー・パーで買った投資者には**償還差益**が発生すること。

5 利回り **重要**

利率が額面に対する利子の割合であるのに対し、利回りは**購入金額**に対する（1年あたりの）**収益の割合**をいいます。

(1) 利率と利回りの考え方

ケース1 額面100万円、利率2%、残存期間10年の利付国債を99円で購入

$$\begin{array}{ll} \text{利 率} \Rightarrow 2.00\% & \text{利回り} \Rightarrow \frac{2.0 + \frac{100 - 99}{10}}{99} \times 100 \div 2.12\% \end{array}$$

ケース2 額面100万円、利率2%、残存期間10年の利付国債を100円で購入

$$\begin{array}{ll} \text{利 率} \Rightarrow 2.00\% & \text{利回り} \Rightarrow \frac{2.0 + \frac{100 - 100}{10}}{100} \times 100 = 2.00\% \end{array}$$

ケース3 額面100万円、利率2%、残存期間10年の利付国債を101円で購入

$$\begin{array}{ll} \text{利 率} \Rightarrow 2.00\% & \text{利回り} \Rightarrow \frac{2.0 + \frac{100 - 101}{10}}{101} \times 100 \div 1.88\% \end{array}$$

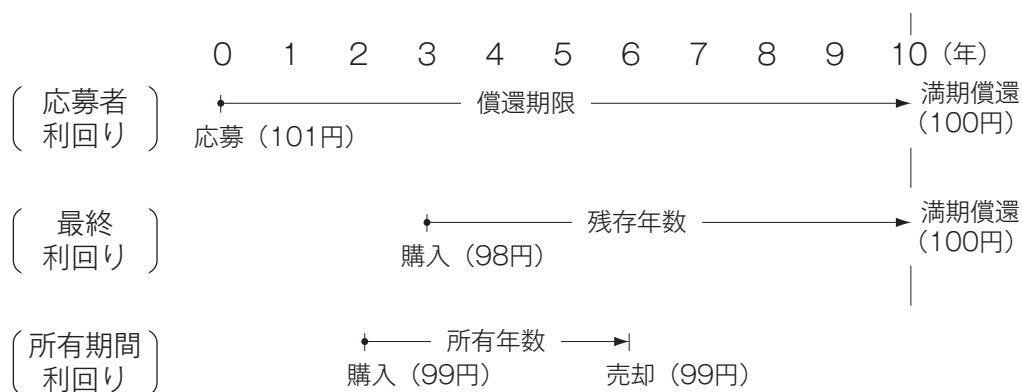
利率が2.0%のとき、利率と利回りを整理すると、下表のような関係があります。

	債券価格	利回り	関 係
ケース 1	99円	2.12%	価格が下がる 利回りは上昇
ケース 2	100円	2.00%	— —
ケース 3	101円	1.88%	価格が上がる 利回りは低下

以上から利率（クーポン）が同じであれば、**価格（債券単価）が安くなれば利回りは上昇し、価格が高くなれば利回りは低下**します。

(2) 利回りの種類 **重要**

最終利回り	最終利回りは、債券を取得して償還期限まで保有した場合に、購入価格に対して1年間に受け取る利子と1年あたりの償還差益（損）を合わせた収益の割合です。投資者は、通常、最終利回りで投資判断をします。 $\text{最終利回り (\%)} = \frac{\text{利率} + \frac{\text{償還価格 (100円)} - \text{購入価格}}{\text{残存年数}}}{\text{購入価格}} \times 100$
応募者利回り	新発債（新たに発行される債券）を発行価格で買い付け（購入価格＝発行価格）、中途売却せず償還期限まで保有する場合の利回りが応募者利回りです。応募者利回りは、最終利回りの一種です。 $\text{応募者利回り (\%)} = \frac{\text{利率} + \frac{\text{償還価格 (100円)} - \text{発行価格}}{\text{償還期限}}}{\text{発行価格}} \times 100$
所有期間利回り	き はつさい 既発債（既に発行されている債券）を時価（市場価格）で買い付け、償還期限まで保有せず、中途売却する場合の利回りが所有期間利回りです。 $\text{所有期間利回り (\%)} = \frac{\text{利率} + \frac{\text{売却価格} - \text{購入価格}}{\text{所有年数}}}{\text{購入価格}} \times 100$
直接利回り（直利）	直接利回りは、購入価格に対して1年間にどれだけの利子（クーポン）が受け取れるかの割合です。これは、クーポン収入のみに着目した利回りです。 $\text{直接利回り (直利)} = \frac{\text{利率}}{\text{購入価格}} \times 100$



【ココに注意】

- ・ 利率は額面に対する利子の割合、利回りは購入金額に対する1年あたりの収益の割合です。

6 募集期間

募集期間とは、新たに発行される債券の募集をし、申込みを受け付ける期間をいいます。払込日には代金が一括して払い込まれ、払込日が発行日となります。

7 約定日、受渡日

流通市場では銘柄ごとに約定日と受渡日があります。約定日とは**売買の取決め**をする日（売買した日）で、受渡日は**決済する日**（代金を受け払いする日）をいいます。

債券の取引においては、原則として約定日から起算して（約定日から数えて）**4営業日目**が受渡日となります。なお、**国債**については、原則、約定日から起算して**2営業日目**（国債の個人向け取引（リテール取引）及び一般債は3営業日目）が受渡日となっています。

